吉備町・金屋町・清水町合併協議会分科会設置要綱

(設置)

第1条 吉備町・金屋町・清水町合併協議会専門部会規程第7条に基づき、吉備町・金屋町・清水町合併協議会分科会(以下「分科会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 分科会は、吉備町・金屋町・清水町合併協議会専門部会部会長(以下「部会長」という。)の指示を受け、吉備町・金屋町・清水町合併協議会規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 分科会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

- 第4条 分科会に次の役員を置く。
 - (1) 分科会長 1名
 - (2) 副分科会長 1名
 - (3) 書 記 1名

(役員の職務)

- 第5条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。
- 2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 書記は、分科会における事務を処理する。

(会議)

- 第6条 会議は、必要に応じて分科会長が招集するものとする。
- 2 分科会長は、分科会の議長となる。
- 3 分科会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。
- 4 分科会は、必要に応じて関係する分科会と合同の会議を開催することができる。

(ワーキンググループ)

第7条 分科会は、必要に応じワーキンググループを設置することができるものとする。

(報告)

第8条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、随時専門部会長に 報告するものとする。

(庶務)

第9条 分科会の庶務は、吉備町・金屋町・清水町合併協議会の事務局において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成16年1月5日から施行する。

別表(第3条関係)分科会委員

	を関係。 分科会 分科会名	関係所轄課(室)等			
専門部会名		吉備町	金屋町	清水町	構成委員
総務	財政・管財	総務課	総務課	総務課	
	出納	出納室	出納室	出納室	
	人事・給与	総務課	総務課	総務課	
	総務	総務課	総務課	総務課	
	消防	総務課	総務課	総務課	
企 画	計 画	企画室	企画課	企画振興課	
	広報・統計	企画室	企画課	企画振興課 総務課	
	土地開発公社	土地開発公社	企画課	企画振興課	
税務	固定資産税	税務課	税務課	税務課	
	税務	税務課	税務課	税務課	
住 民	住民窓口	住民課	住民課	住民環境課	
	国保・年金	住民課	住民課	住民環境課	
生活環境	生活環境	社会福祉課	福祉課	住民環境課	
	ごみ・し尿	社会福祉課	福祉課	住民環境課	
健康・福祉	健康	健康対策課	福祉課	福祉保健課	
	社会福祉	社会福祉課	福祉課	福祉保健課	
	児童福祉	社会福祉課	福祉課	福祉保健課	担当職員
	障害者福祉	社会福祉課	福祉課	福祉保健課	
	高齢者福祉	社会福祉課	福祉課	福祉保健課	
	介護保険	社会福祉課	福祉課	福祉保健課	
産業	農業	産業課	産業課	産業課	
	農業委員	産業課	産業課	産業課	
	林 業	産業課	産業課	産業課	
	商工・観光	産業課	産業課	企画振興課	
建設	管理事務	建設課	建設課	建設課	
	建設	建設課	建設課	建設課	
地籍		_	_	_	
上下水道	上水道	水道課	水道課	住民環境課	
	下水道	下水道課	水道課	住民環境課	
教 育	学校教育	学校教育課	教育委員会 事務局	教育委員会 事務局	
	社会教育	社会教育課	教育委員会 事務局	教育委員会 事務局	
議会事務局	_	_	_	_	